

## 改正鳥獣法及び基本指針の特定希少鳥獣管理計画部分の抜粋

## 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（一部抜粋）

（平成十四年七月十二日法律第八十八号）

最終改正：平成二六年五月三〇日法律第四六号

（特定希少鳥獣管理計画）

第七条の四 環境大臣は、特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣がある場合において、当該希少鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該特定の地域において当該希少鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該希少鳥獣（以下「特定希少鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「特定希少鳥獣管理計画」という。）を定めることができる。

2 特定希少鳥獣管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定希少鳥獣の種類

二 特定希少鳥獣管理計画の計画期間

三 特定希少鳥獣の管理が行われるべき区域

四 特定希少鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他特定希少鳥獣の管理の目標

五 その他特定希少鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項

3 第七条第四項、第五項及び第七項並びに前条第三項及び第四項の規定は、特定希少鳥獣管理計画について準用する。この場合において、第七条第四項中「鳥獣保護管理事業計画」とあるのは「基本指針」と、同条第五項及び第七項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。

## 【参考】

## 第七条

4 第一種特定鳥獣保護計画は、鳥獣保護管理事業計画に適合したものでなければならない。

5 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かななければならない。

7 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体と協議しなければならない。

## 第七条の三

3 環境大臣は、希少鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中央環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 環境大臣は、希少鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に通知しなければならない。

## 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（一部抜粋）

（平成 26 年 12 月）

### I 第二 鳥獣保護管理事業のきめ細かな実施

#### 1 制度上の区分に応じた保護及び管理

##### (1) 希少鳥獣等

###### ① 対象種

希少鳥獣は、法第 2 条第 4 項に基づき環境大臣が定めるものであって、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。さらに、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣も対象とし、適切な保護又は管理の手法が確立した段階で対象種を見直すものとする。なお、都道府県は、鳥獣保護管理事業計画において、都道府県希少鳥獣を示すことができるものとし、都道府県希少鳥獣は、都道府県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣を対象とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

### II 第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項

#### 1 計画の対象とする鳥獣

##### (2) 特定希少鳥獣管理計画の対象とする鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、局地的に生息数が著しく増加又は生息地の範囲が拡大して、農林水産業や生態系等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の種又は地域個体群について、その安定的な維持を図りつつ、計画的な管理を図る必要があると認められるものとする。

なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として、対象とする鳥獣の管理に必要な地域に重点をおいて作成するものとする。

#### 2 計画の期間

計画の期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として 3～5 年間程度とする。

#### 3 計画の対象地域

計画の対象地域は、対象とする希少鳥獣の保護又は管理に必要な地域を包含するよう適切に設定するものとする。

#### 4 保護又は管理の目標

希少鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等を保護又は管理の目標として定めるものとし、設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、あらかじめ当該希少鳥獣の生態（繁殖率、生存率、死亡原因等を含む。）に関する調査、生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。

目標の設定は、特定計画と同様に、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護事業又は管理事業への反映によるフィードバックシステムの下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ進めるものとする。また、設定された目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。

具体的には、下記のとおり設定するものとする。

##### (2) 特定希少鳥獣管理計画における目標

生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定するものとする。また、被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

#### 5 保護事業及び管理事業

##### (2) 特定希少鳥獣管理計画に基づく管理事業

計画の目標を達成するため、都道府県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ、計画的に管理事業を実施するものとする。特定希少鳥獣管理計画には、管理事業を実施するために必要な事項として、以下の事項を盛り込むものとする。

##### ア 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項

管理の目標を踏まえて、特定希少鳥獣の管理を図るために必要な捕獲等について、その方法、内容等を定めて実施するものとする。

##### イ 被害防除対策に関する事項

被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ、管理事業を実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。

なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造

の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図る。

## 6 計画の記載項目

### (2) 特定希少鳥獣管理計画の記載項目

特定希少鳥獣管理計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。

- 1 計画策定の目的及び背景
- 2 対象とする鳥獣の種類
- 3 計画期間
- 4 特定希少鳥獣の管理が行われるべき区域
- 5 特定希少鳥獣の管理の目標
  - (1) 現状
  - (2) 目標
- 6 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項
- 7 特定希少鳥獣の被害防除対策に関する事項
- 8 その他特定希少鳥獣の管理のために必要な事項

モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

### 7 計画の作成及び実行手続

適切な情報公開の下に、関係者と合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び保護事業及び管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行するものとする。

#### (1)関係地方公共団体との協議

希少鳥獣の保護又は管理について、関係行政機関と連携して実施するため、計画案については、法第7条の3第5項及び第7条の4第3項において読み替えて準用する第7条第7項に基づき計画の対象とする希少鳥獣が分布する都道府県及び市町村と協議するものとする。

#### (2)利害関係人の意見の聴取

法第7条の3第5項及び第7条の4第3項において読み替えて準用する第7条第5項に規定する利害関係人の意見聴取については、計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行うものとする。また、対象地域での希少鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会の意見の聴取にも努めるものとする。

#### (3)計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公表するとともに、関係地方公共団体に通知するものとする。

#### (4)モニタリング

対象鳥獣の生息動向（生息数、生息密度、分布域、性別構成、齢構成、食性、栄養状態等）、生息環境、被害等の程度等のうち、計画の実施結果に関する評価に必要な事項についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するものとする。また、モニタリング結果の概要については、公表するものとする。

なお、既存の調査結果等の活用、都道府県等との連携等により、モニタリングの実施に係る効率化に努めることとする。

## 8 計画の見直し

計画が終期を迎えたとき等には、モニタリングや既存の調査結果等から、計画の目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果・妥当性について評価し、その結果を踏まえ、計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。